

事務連絡  
令和7年1月29日

会計課長  
首席矯正処遇官（処遇担当）

夜間又は休庁日の弁護士面会時に弁護士面会受付窓口で処理する刑事訴訟関係書類等の取扱手続について

標記について、下記のとおり運用するので、遺漏なきよう願います。

なお、令和6年3月4日付け会計課長・首席矯正処遇官（処遇担当）事務連絡「弁護士面会受付窓口で処理する刑事訴訟関係書類等の取扱手続に係る留意事項について」は即日廃止します。

#### 記

#### 1 弁護士等が持参する刑事訴訟関係書類等7点

- ① 弁護士の名刺
- ② 弁護士選任届
- ③ 私選弁護士選任申出書
- ④ 刑事訴訟に関する委任状
- ⑤ 刑事訴訟に関する同意書
- ⑥ 刑事訴訟に関する誓約書
- ⑦ 便箋（2冊以内（レポート用紙及び白紙コピー用紙は便箋に準じて許容する。100枚程度を上限として1冊とみなす。紙以外の素材でできたものは許容しない。）、封筒（2束（1束10枚以内）、紙以外の素材でできたもの及び二重封筒は許容しない。）、ノート（書き込みの無いA5判からB4判までのサイズ、1冊に限る。また、リングノート等保安上支障がある形状、素材を有するものについては、許容しない。）及び被疑者ノート

上記7点については、平日夜間及び休庁日の弁護士面会実施時に当該弁護士等から申入れがあった場合に限り、弁護士専用の窓口（差し入れ及び引渡し手続窓口）又は弁護士面会受付窓口において、差入手続を省略し、被収容者への引渡し等を行うこと。

なお、所定の手続を省略して被収容者への差し入れ・引渡しに至った書類等については、弁護士等面会受付用紙及び弁護士等面会表の備考欄に書類等の種類を記録するとともに、引渡しを受けた被収容者が必要事項等を記載するなどした後、当該弁護士等に対し、即時で同書類等を窓口交付する場合は、弁護士

等面会受付用紙に当該弁護士等の受領印又は署名を徴収し、後に交付状況等が確認できるようにしておくこと。

2 夜間又は休庁日の弁護士面会時に上記 1 以外の差し入れ申出があった場合

(1) 刑事事件に係る控訴趣意書その他刑事裁判関係書類を裁判所に提出する期限が切迫していること又は公判期日の切迫若しくはやむを得ない事情の存在を理由に夜間又は休庁日に弁護士面会を実施した場合において、当該弁護士等から刑事裁判関係書類の差し入れの申出があったときは、弁護士面会受付窓口職員において、同書類の性質（書類の種類、裁判所への提出期限、関係する公判期日の日時など）を確認した上で監督当直者（別件対応などで報告を受けることが困難な場合などは、副監督当直者で差し支えない。以下「監督当直者等」という。）に報告するものとする。

(2) 報告を受けた監督当直者等は、弁護士面会受付窓口へ赴き、当該弁護士等に更なる確認を行った後、被収容者に引き渡すべき必要性及び緊急性の有無を判断し、必要性及び緊急性があると認められた際は、該当書類のみ差入伝票の提出をもって受け付ける旨説明の上、当該弁護士等に差入伝票及び対応する書類の提出を求めること。

なお、必要性及び緊急性が認められないと判断した場合は、監督当直者が、その場で、当該弁護士等に差し入れの申出を受け付けることができない旨告知すること。

(3) 差し入れの申出を認めた場合、当該弁護士等が述べた書類に該当するか否かの確認検査を差入伝票との対査も行いながら実施し、刑事裁判関係書面に該当しないことが明らかな場合を除き、速やかに被収容者への引渡し手続に移行すること。

なお、該当しないことが明らかな場合は、受領書類を当該弁護士等に返戻するとともに、差し入れには対応できない旨を説明し、同伝票には、対応者である監督当直者等と弁護士面会窓口対応職員の署名及び押印並びに当該事実に係る記載を行い、記録として残しておくこと。

(4) その他、夜間又は休庁日に弁護士面会を実施した場合において、当該弁護士等が刑事裁判関係書類等の差し入れの申出したときに疑義が生じた際は、監督当直者等に報告し、判断を仰ぐこと。

3 可否判断に際して必要性及び緊急性の有無を判断する際の留意事項

(1) 形式的基準

勾留状の有無を問わず、刑事損害賠償事件のものも含め、被収容者の刑事事件に関連する書面であること（弁護士等が被収容者の民事訴訟の代理人を務めていることが往々にしてあることから、事件番号、事件名などの表示に注目して確認すること。）。

(2) 基本的な確認事項

- ア 法定の提出期限が定められた事項に関するかどうか
- イ 裁判所が訴訟指揮の中で提出、回答などの期限を指定した事項に関するかどうか
- ウ その他被収容者の防御権行使上必要と思料され、かつ、当該時点で差し入れを認めなければ、権利侵害の度合いが拡大するおそれが高い事項に関するかどうか

(3) 緊急性の基準

夜間・休日の会計課職員など担当部署職員不在時において専門外の事務処理を行うことによる負担増や過誤処理リスクの上昇など、管理運営上の支障が生じるおそれがあること及び夜間に被告人が弁護人等との面会を実施する基準が弁護士会との申し合わせ上、当該面会日から5日以内に公判期日が指定されていること等を考慮し、以下のとおりとする。

- ア 法定又は裁判所指揮による提出・回答・申立等の期限  
面会実施の日から5日以内
- イ 公判期日の日  
面会実施の日から5日以内
- ウ その他考慮すべき事項

上記ア又はイを満たさない場合でも、当該面会実施後において、休日を挟み、実質的には上記ア又はイに相当する程度に書面提出期限等が切迫していると考えられるときは、緊急性があるものと見なすこと。

(4) 参考事項

夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等と面会等の取扱いについては、別紙に掲載するので、緊急性や必要性を判断する上での参考とすること。

## 別紙

## 1 基本事項

身分	実施日 時間帯	条件等	実施内容等
被疑者	夜間※	—	実施
	休日	初回面会	土・日これに連続する休日における平日の執務時間と同一の時間に実施
		二回目以降	土曜日の午前中に実施
		余罪捜査中の被告人又は受刑者で、被疑者として逮捕又は勾留されている場合の面会	土曜日の午前中に実施
被告人	夜間※	面会希望日から5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日含む）指定有	実施
		面会希望日から上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が5日以内に切迫	実施
	休日	面会希望日から2週間以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日含む、）指定有	土曜日の午前中に実施
		面会希望日から上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が2週間以内に切迫	土曜日の午前中に実施

※ 執務時間終了後から午後8時までの時間

## 2 上記1の例外措置

下表の場合に該当し、平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときは、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間）にも面会を実施する。

1	弁護士等が遠隔地から来訪する場合
2	通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合
3	未決拘禁者から、弁護士等に対し、別件被疑事件で取調べを受けたことを理由として至急面会したい旨の信書が休日又はその直前に届いた場合
4	その他上記1ないし3に準じる緊急性及び必要性が認められる場合